

## 富山県カーボンニュートラル推進本部設置要綱

## (目的)

第1条 本県におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを総合的かつ横断的に推進するため、富山県カーボンニュートラル推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 富山県カーボンニュートラル戦略の改定及び推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること

## (本部)

第3条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は本部の業務を総理する。
- 3 本部長代理は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 本部長は、本部の会議を招集し、その議長となる。
- 6 本部長は、必要に応じて本部の会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (幹事会)

第4条 本部の運営を円滑に行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会の会議を招集し、その議長となる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

## (部会)

第5条 個別事項について検討を行うため、必要に応じ本部に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員、職務その他必要な事項は、本部において定める。

## (事務局)

第6条 本部及び幹事会の事務を処理するため、知事政策局成長戦略室内に事務局を置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他の事項は、必要に応じて本部長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 附則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表1

区分	職名
本部長	知事
本部長代理	副知事（知事政策局担当）
副本部長	副知事（知事政策局担当以外）
本部員	教育長 警察本部長 知事政策局長 危機管理局長 地方創生局長 交通政策局長 経営管理部長 生活環境文化部長 厚生部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 会計管理者 企業局長

別表2

区分	職名
幹事長	知事政策局長
幹事	教育委員会教育企画課長 警察本部警務課長 知事政策局成長戦略室戦略企画課長 危機管理局防災・危機管理課長 地方創生局ワンチームとやま推進室地方創生・移住交流課長 交通政策局交通戦略企画課長 経営管理部人事課長 生活環境文化部県民生活課長 厚生部厚生企画課長 商工労働部商工企画課長 農林水産部農林水産企画課長 土木部管理課長 出納局出納課長 企業局経営管理課長